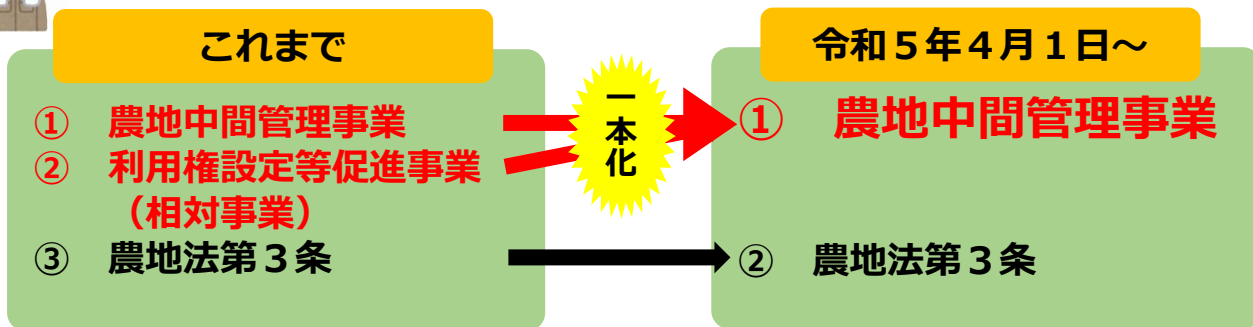


地域計画に基づく農地の貸借は、 農地中間管理事業に一本化されました！



■ 農地の貸し借りはどのように変わりましたか？



- 市町村が実施している「**利用権設定等促進事業（相対事業）**」は、「**農地中間管理事業**」に統合されました。
 - これにより、農地の権利移動の手法は、「農地中間管理事業」と「農地法第3条」の二つに集約され、今後は、「地域計画」に沿って貸借が行われます。
- 注1：利用権設定等促進事業（相対事業）は、地域計画が公告されていない地域について、令和7年3月末まで利用が可能
注2：契約期間中の利用権設定等促進事業（相対事業）は、契約期間終了まで権利設定は継続



■ 農地中間管理事業ってどんな事業ですか？

知事が指定する農地中間管理機構が、農地を貸したい人から借り受け、地域計画（目標地図）に位置付けられた受け手に対して、まとまりのある形で貸付する事業です。
長野県では、公益財団法人長野県農業開発公社が知事の指定を受けています。



地域計画
(人・農地プランの法定化)
※令和7年3月末までに策定

- 地域計画とは、地域の話し合いを基に市町村が作成する地域農業の将来の在り方を明らかにする計画です。
また、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した地図（目標地図）を作成します。
- 長野県農地中間管理機構は、この地域計画に示される農地利用の姿に基づき農地の貸借をすすめます。



■ 賃料の取扱いはどうなっていますか？

機構が受け手から賃料を徴収し、出し手に支払います。

受け手からの徴収は、毎年 11 月 20 日にお届けの金融機関口座から機構が引落とし、出し手への支払いは、毎年 12 月 10 日にお届けの金融機関口座へ機構が振り込みます。

なお、「地域計画」において、出し手と受け手の間で調整が整い、機構理事長が認めた場合は、金納に代わり物納の取扱いができます。



■ 事業を活用すると手数料は必要ですか？

賃借料事務等にかかる手数料はかかりません。



■ 契約途中での解約はできますか？

出し手及び受け手と機構との間の賃借権、使用貸借権の合意解約は、その事情がやむを得ないと認められる場合に限り行うことができます。詳しくは、下記の問い合わせ先にご相談ください。



■ 事業を活用するとどんなメリットがありますか？

農地を貸したい人（出し手）	農地を借りたい人（受け手）
<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して農地を貸すことができます ● 受け手と直接交渉する必要はありません ● 賃料は確実に受け取ることができます ● 期間満了後の更新手続きも簡単です 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営規模の拡大や集約ができます ● 借受期間中は安心して耕作できます ● 賃借料の支払い事務は、機構が行います ● 期間満了後の更新手続きも簡単です

■ 農地中間管理事業の問い合わせ先



- まずは市町村、市町村公社、JAへ
- または長野県農業開発公社へご相談ください。

■ 本所 公益財団法人長野県農業開発公社（長野県農地中間管理機構）
〒380-0826 長野市大字南長野北石堂町 1177-3 JA 長野県ビル 11 階
TEL 026-217-7167 FAX 026-217-7973 E-Mail nagano@n-nouchi.net

■ 事業所（県合同庁舎地域振興局農業農村支援センター内）

地域	場所	TEL	地域	場所	TEL
佐久	佐久市跡部 65-1	0267-63-3161(直)	木曽	木曽郡木曽町福島 2757-1	0264-24-2211(代)
上田	上田市材木町 1-2-6	0268-23-1260(代)	松本	松本市大字島立 1020	0263-47-7800(代)
諏訪	諏訪市上川 1-1644-10	0266-53-6000(代)	北アルプス	大町市大町 1058-2	0261-23-6546(直)
上伊那	伊那市荒井 3497	0265-76-6814(直)	長野	長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9509(直)
南信州	飯田市追手町 2-678	0265-23-1111(代)	北信	中野市大字壁田 955	0269-22-3111(代)